

令和6年 第2回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和6年2月26日(月) 午後1時30分～午後2時27分

2 開催場所 安中市役所第305会議室

3 出席委員 (15人)

出席者	1番	宇佐美幸雄	2番	山田 茂	3番	竹内 佳重
	4番	宮口 太郎	5番	欠番	6番	井上 豊
	7番	芝崎 篤子	8番	眞砂 幸光	9番	神宮 俊夫
	10番	戸塚 勉	11番	橋本 一男	12番	武井 洋一
	14番	中山 範雄	15番	金井 亮	16番	伏田 再子
	17番	丸山 征二				

4 欠席委員 (1人)

13番 田中 正明

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 恭義	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	新部 俊之	農地係	真下 貴光

会議の概要

議長 ただいまから令和6年第2回農業委員会総会を開会します。

出席委員は16名中15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

本日の総会開催にあたり、13番田中正明委員より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認め、1番宇佐美幸雄委員・9番神宮俊夫委員の両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、会務の報告をいたします。議案書の9ページを御覧ください。令和6年1月25日開催の第1回総会で許可相当の議決案件、農地法4条関係3件、5条関係14件につきましては、令和6年2月16日付で許可書を発行いたしました。

続きまして、別紙でお配りしたA4の一枚紙の令和6年第2回総会報告案件一覧を御覧ください。家族経営協定調印式が1月24日に安中市役所202会議室で開催され、丸山会長が立会人にて出席いたしました。

群馬県農業会議の第11回常設審議委員会が2月16日に前橋のJAビルで開催され、丸山会長が出席しました。

ぐんま農業委員会女性ネットワーク第13回通常総会・研修会が2月19日に前橋市のJAビルで開催され、芝崎委員が出席しました。

西部地区農村女性フォーラムが2月20日に高崎合同庁舎で開催され、伏田委員が参加しました。

報告は以上となります。

議長

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年2月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法3条の申請は議案書1ページから2ページ記載の9件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。議案第1号、農地法3条の4番、5番、6番で説明させていただきます。

まず、4番からですが、受け人の〇〇さんにおいては、今までどおり農業かなりやっておりますので、問題ないと思われれます。

それから、5番の〇〇さんの件ですが、これについては退職後かなり農業をやっておりまして、問題ないと思われれます。

それから、6番については、これは〇〇さんが耕作して〇〇さんの土地をもらうということで問題ないと思われれますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第1号、農地法第3条の2番です。この土地は〇〇沿いにあるまして、周りもこの土地も、こんにゃく栽培されている場所であります。受け人もこんにゃくを続けていくということで特に問題ないと思えます。よろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第1号、農地法第3条の3番です。受け人は大きく農業をしているので、これ問題ないかと思われれます。

議長 ほかにありますか。

4番。

4番委員 4番です。議案第1号、農地法第3条関係の8番と9番でございます。現地を見たところ、太陽光はもうできており、サカキが植わっており、継続ということで問題ないと思えます。よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第1号、農地法第3条の7番です。ここは〇〇入ったところの〇〇なのですけれども、今はこの〇〇さんという人が住んでいて、家の周りも実際には草を刈ったり何かしておりますので、問題はないと思われれますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにありますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。議案第 1 号、農地法 3 条の申請でございます。1 番になります。3 条の調査書のとおりなのですが、現在耕作されておられません。受け人が〇〇 歳とちょっとお年は召しているのですが、確認をしましたら、近くに息子さんが 2 人住んでいまして、息子さんがほぼ耕作とかいろいろするそうですので、問題はないと思います。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番から 3 番の 3 件、2 班に 4 番から 6 番の 3 件、3 班に 7 番から 9 番の 3 件、以上合計 9 件を付託します。

次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第 2 号、農地法第 4 条の申請は議案書 3 ページ記載の 1 件です。受理した申請書は農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひします。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。議案第 2 号、農地法第 4 条、1 番です。この土地は相続で取得し

た土地なのですけれども、見に行ったところ、既に宅地となって家が建てられておりまして、現在住んではいないようですが、未転用のままだったということで、始末書も出ているということで特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたのでお含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、3班に1番の1件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前調査結果の概要についても説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年2月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、2月21日に実施しました申請地面積1,000平米以上及び営農型太陽光発電用地案件に係る5条申請7件の現地調査結果につきまして、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨をご報告させていただきます。

議案第3号、農地法第5条の申請は議案書4ページから6ページ記載の22件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はをお願いします。

9番。

9番委員 9番です。議案3号、農地法第5条の3と4です。3については、現在耕作されていなくて、北側にも南側にも太陽光設置されており、特に問題はないと思います。

4番については、自宅前の土地であり、特に他への影響ないので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の13、15、16、19の4件です。まず、13と19ですが、これすぐそば、徒歩で2分ぐらいのところの土地でありまして、3種農地であります。周りも住宅が建ってしまして、これ問題ないかと思ひます。

15、16は、この受け人の両サイドの土地でありまして、西と北が道路で、また東は渡し人の土地でありまして、これも問題ないかと思われまひす。

以上です。

議長 ほかにありますか。

3番。

3番委員 3番です。議案第3号、農地法5条の一番最後22番です。この土地は隣は宅地に囲まれた土地でありまして、3条農地で問題ないと思われまひすので、よろしくお願いたします。

議長 14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法第5条の10番、11番です。これは隣接する土地でありまして、10番につきまひしては、今竹林となつておひります。資材置場ということでござひますが、特に周辺に及ぼす影響ないと思ひます。よろしくお願いたします。

議長 ほかにありますか。

4番。

4番委員 4番です。議案第3号、農地法第5条関係の2番案件でござひます。これは通路ということで、面積も少ないので問題ないと思ひます。

それに、14番の案件でござひます。14番、駐車場ということで、前に〇〇があつて、その現場が一番東側の畑の、道路のすぐ脇で他に影響はないと思ひます。

それと、20番と21番でございます。3条のときに申し上げたとおり、太陽光ができており、一時転用3年ということで問題ないと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 6番です。議案第3号、5条関係の17番、現状見まするに、一般住宅ということで転用でございますけれども、非常に宅地化が進んでいる地域で特に問題はないと思います。よろしく願いします。

議長 16番。

16番委員 16番です。5条関係の18番です。太陽光発電用地ということなのですが、道路に面しており、周辺に耕作されているところもございません。住宅地とも若干距離が離れておりますので、問題ないと思われま。ただ、これ上の道からのショートカットの道でして、車の通りが若干ありますので、その点だけ注意していただければと思います。

以上です。

議長 1番。

1番委員 1番です。議案第3号、5条関係の申請になります。12番、これは確認をしましたところ、既にもう資材置場になっています。始末書も出ていますので、問題はないと、周りは全部もう宅地になっています。2種農地ですが、そういう状況ですので、問題がないと思います。

以上です。

議長 11番。

11番委員 11番です。3号、5条関係の5番ですが、これは〇〇の東方、〇〇の一画でございまして、3種ということで特に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 12番。

12番委員 12番です。議案第3号、農地法5条関係の1番と8番と9番です。まず1番につきましては、太陽光発電施設用地としての転用申請です。現地は北向きの坂の途中にある四角地でございまして、太陽光に向くかどうかちょっとその辺は分かりませんが、太陽光の施設の要望で転用申請出ておりますので、隣接農地周辺に農地等一切ございませんので、やむを得ないものと思います

ので、よろしく願いいたします。

それから、8番と9番なのですが、資材置場用地として転用申請された、これ8番と9番は同一隣接の一区域内となっている土地でございます。令和2年の6月10日開催の農業振興地域整備促進協議会におきまして農用地区域からの除外申請提出されまして、既に許可済みの案件でございます。このたび申請が出ましたので、再調査ということで行きましたら、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。議案第3号、農地法5条の6番と7番になります。これは関連案件になります。ここはもう既に周りは全て宅地で、周辺に農地は存在しません。3種農地でもありますし、始末書も添付されておりますので、お含みおきいただき、参考にさせていただきたいと思います。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号について、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から7番の7件、2班に8番から16番の9件、3班に17番から22番の6件、以上合計22件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2:03)

(書類審査)

(再開午後 2:17)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1 班班長 8 番です。1 班に付託されました議案第 1 号、第 3 条関係は、1 番から 3 番の 3 件でした。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査しました結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
以上です。

議 長 2 班。

2 班班長 6 番です。2 班に付託された議案第 1 号、農地法 3 条関係は、4 番から 6 番の 3 件です。審査班で農地法 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件全てを満たしていますので、許可相当であります。
以上です。

議 長 3 班。

3 班班長 10 番です。3 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、7 番から 9 番の 3 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 1 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第 2 号に対する書類審査結果について、審査班からの報告を求めます。

3 班。

3 班班長 10 番です。3 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、1 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満

たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。
これより議案第2号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。
これより議案第2号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。
次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 8番です。1班に付託されました議案第3号、農地法第5条の関係は、1番から7番の7件でした。審査班で農地転用の許可基準により審査しました結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
以上です。

議長 2班。

2班班長 6番です。2班に付託された議案第3号、農地法5条関係は、8番から16番の9件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。
よろしく申し上げます。

議長 3班。

3班班長 10番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、17番から22番の6件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
以上です。

議長 報告が終わりました。
これより議案第3号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。
これより議案第3号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。
次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条（令和4年5月27日法律第56号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。
令和6年2月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
農用地利用集積計画は、議案書7ページ記載の4件です。改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
本案について質問がありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。
お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。
次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について、安中市長より下記のと

おり提出されたので、審議願いたい。

令和6年2月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書8ページ記載の1件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。いいですか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の承認については、原案のとおり承認されました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和6年第2回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございます。

時に午後 2時27分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和6年2月26日

安中市農業委員会会長

1番委員

9番委員